

5 「こども家庭庁」とは

これまで見てきた通り、「こども基本法」が施行され、それに伴い「こども家庭庁設置」、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」が成立し、2023(令和5)年4月から「こども家庭庁」がスタートすることになりました。

常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えて(こどもまんなか社会)、子どもの視点で子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするため、「こども家庭庁」が創設されました。

こども政策の6つの基本理念

こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案

- こどもの意見を年齢や発達段階に応じて政策に反映
- 若者の社会参画の促進
- 子育て当事者の意見を政策に反映

全てのこどもの健やかな成長、Well-beingの向上

- 一連の成長過程において、良質かつ適切な保健、医療、療育、福祉、教育を提供
- 居場所を持ちながら、様々な学びや体験ができ、幸せな状態(Well-being)で成長

誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援

- すべてのこどもが施策対象として取り残されることのない支援

こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目のない包括的な支援

- 保護者自身への支援
- 18歳など特定の年齢で一律に区切ることなく、こどもや若者が円滑に社会生活を送ることができるようになるまで伴走

待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換

- こどもにとって適切な場所に出向いてオーダーメイドの支援を行うアウトリーチ型支援(訪問支援)の充実
- SNSを活用したプッシュ型の情報発信

データ・統計を活用したエビデンス(根拠)に基づく政策立案、PDCAサイクル(評価・改善)

- データや統計を活用するとともに、こどもからの意見聴取など定性的な事実も活用



こども家庭庁
パンフレット「こども家庭庁について」
<https://x.gd/1a9CY>



こども家庭庁
こどもむけホームページ
<https://www.kodomo.cfa.go.jp/>